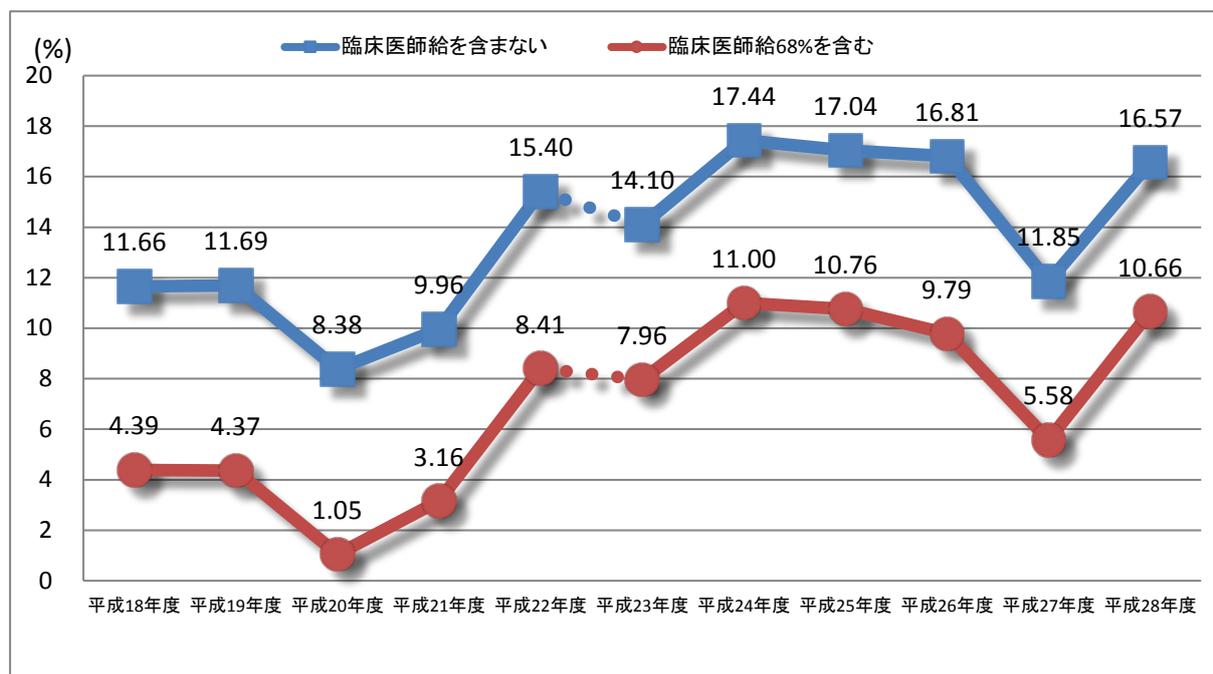


30. 医業利益率



大学病院である当院では、臨床医師の給与の支払い元が医学部であり、直接病院の収益に計上されない。しかし医業経費に占める人件費の割合は高く、医師給を含まずに利益率を求めても、効果的でないと考えられ、医学部より支給されている医師給与の68%を病院の医業経費に計上した場合の利益率も求めた。(平成24年度より、医師給与の負担割合を60%から68%へ引き上げた)

医業利益率は、病院経営指標で、臨床指標の一つとされており、病院が健全経営していくためには一定以上の利益を産むことが必要であり、医療法人での医業利益率は3%程度とされている。平成28年度は、平成27年度に比べ医療収入は増加し、医療材料費低減活動により材料費の上昇を抑えることができたため、医業利益率は前年度に比べ4.7%上がり、平成26年度と同程度となった。

尚、平成22年度までは、収入合計に対する利益率を示していたが、平成23年度より医業収入に対する利益率(※)とした。

$$\text{※医業利益率} = (\text{医業収入} - \text{医業支出}) / \text{医業収入} \times 100$$

(医業支出：医療材料、人件費、減価償却費、教育・管理費)